



石運整第381号の3  
令和2年2月18日

石川県内自動車分解整備事業者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実施について

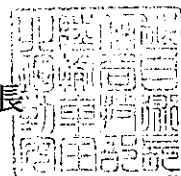
標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙写し（令和2年2月10日付け北信技整第173号）のとおり通達があったので了知願います。



北信技整第173号  
令和2年2月10日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局自動車技術安全部長



電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実施について

標記について、自動車局整備課長から別添写し（令和2年2月6日付け国自整第274号）のとおり通知があったので了知されるとともに、これに基づき実施するよう関係者を指導されたい。



国自整第 274 号  
令和 2 年 2 月 6 日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

### 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実施について

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習（以下「講習」という。）については、「電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について（依命通達）」（令和 2 年 2 月 6 日付け国自整第 265 号、以下「局長通達」という。）により通達されたところであるが、局長通達に定める電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領（以下「実施要領」という。）の実施上の取扱いについては、下記によることとしたので、これにより関係者を指導されたい。

#### 記

#### 1. 試問

実施要領 2. (3) (ウ) の試問は、次により行う。

- (1) 試問は、自動車局整備課が作成する問題を用いて行う。
- (2) 修了判定は、実施要領 2. (4) の基準に基づき行う。
- (3) 修了判定の結果、未修了となった者にあつては、試問を実施した運輸監理部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所（以下「運輸支局等」という。）において、試問実施日から 1 年以内に 1 回に限り、実施要領 2. (3) (ア)（以下「学科」という。）及び（イ）（以下「実習」という。）を受講することなく試問を受けることができる。
- (4) (3) に基づく試問が修了判定の結果、未修了となった者にあつては、学科及び実習を再度受講することにより、試問を改めて受けることができる。
- (5) 運輸支局等は、(3) に基づく試問が修了判定の結果、未修了となった者の受講票（別紙様式第 1 号）は、回収し適切に廃棄すること。

#### 2. 実習時間

実施要領 2. (5) (イ) に規定する講習時間の内訳については、表のとおり、座学 1 時間以上、実習のうち実車を用いて行うもの（以下「実技」という。）を 2 時間以上とする。ただし、受講資格となる自動車整備士技能検定合格者のうち、自動車車体整備士以外の者については、故障原因探求の部分を省略することができるものとする。

また、車両 1 台あたりの受講者が少数（10 名以下）の場合にあつては、実技の時間をそれぞれ 1 時間短縮できるものとする。

表 自動車整備士の種類及び受講者数による実習時間

自動車整備士の種類	受講者数	合計		
			うち座学	うち実技
自動車車体整備士	10名超	3時間以上	1時間以上	2時間以上
	10名以下	2時間以上	1時間以上	1時間以上
自動車車体整備士以外 (故障原因探求省略可)	10名超	2.5時間以上	0.5時間以上	2時間以上
	10名以下	1.5時間以上	0.5時間以上	1時間以上

### 3. 講習の教材

実施要領 2. (7) において規定する自動車局整備課が定めるテキストは、別添に定めるものとする。

### 4. 支局長認定講習機関及び自動車整備振興会における取扱いについて

実施要領 2. (9) (イ) の支局長認定機関の認定については、次のとおり行うものとする。

- (1) 運輸監理部長、運輸支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）は、支局長認定講習機関の認定を行う場合には、認定を受けようとする機関から次の（ア）～（カ）の内容を記載した書面の提出を求め、実施要領に基づく実習と同等以上と認められるものを実施する機関として認定するものとする。なお、実施要領 2. (9) (イ) i. 又は ii. の認定にあたり、自動車メーカー等が定める教育プログラムであって、自動車メーカー等が電子制御装置整備に関する知識及び技能が習得できると認めるもの（以下「メーカー教育プログラム」という。）を実施する機関については、（ア）から（エ）及び（キ）の内容を記載した書面により、認定して差し支えない。

この場合、認定を受けようとする機関の講習実施場所が2以上の運輸支局（運輸監理部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）の管轄となる場合には、認定を受けようとする機関の所在地を管轄する運輸支局長等に提出するものとする。

なお、整備主任者技術研修の支局長認定機関に認定されている場合には、支局長認定講習機関とみなすことができるものとし、支局長認定講習機関の認定に係る申請は不要とする。

- （ア） 認定を受けようとする機関の名称及び所在地
  - （イ） 実習担当責任部署（部課名等）
  - （ウ） 主な実習実施場所
  - （エ） 実習の名称及び内容
  - （オ） 実習実施要領（対象自動車整備士、実習の実施方法及び時間等）
  - （カ） 使用教材等
  - （キ） メーカー教育プログラムであることを証する書面（実施する場合に限る）
- (2) 支局長認定講習機関は、4. (1) (ア) 及び（イ）について変更が生じた場合及び認定を辞退したい場合には、認定を受けた運輸支局長等に届け出ること。

また、支局長認定講習機関は、各年度当初に当該年度の実習実施計画（実施時期及び受



講者概数並びに実習の名称。以下同じ。) について、管轄する運輸支局長等に提出し、承認を受けること。このとき実施要領 2. (9) (イ) i~iii に該当する支局長認定講習機関については、自動車整備振興会を經由して提出すること。なお、4. (1) (エ) ~ (キ) に係る内容について、認定の際に提出し運輸支局長等の承認を受けたもの又は別途定める一覧に記載のある実習以外の実習を行う場合にあつて、一度も運輸支局長の承認を受けたことがないものを行う場合については、実習実施計画の提出に併せて同 (エ) ~ (キ) の内容について説明した資料等を提出し、運輸支局長等の承認を得なければ当該実習を行ってはならない。

- (3) 自動車整備振興会は、各年度当初に当該年度の実習実施計画について、管轄する運輸支局長等に提出し、承認を受けること。このとき、4. (1) (エ) ~ (キ) に係る内容について、別途定める一覧に記載のある実習以外の実習を行う場合にあつては、実習実施計画の提出に併せて同 (エ) ~ (キ) の内容について説明した資料を提出し、運輸支局長等の承認を得なければ当該実習を行ってはならない。
- (4) 支局長認定講習機関及び自動車整備振興会は、運輸支局長等の承認を受けた実習実施計画による実習のほか、自己又は他人の求めに応じ実習を実施することができる。この場合、各年度当初に提出し、運輸支局長等の承認を受けた実習実施計画の変更について、事前に運輸支局長等の承認を受けなければならない。
- (5) 支局長認定講習機関及び自動車整備振興会は、実習を受講した者に対し、別紙様式第 2 号に基づき次の (ア) ~ (オ) の内容を記載した「実習受講証」を交付するとともに、別紙様式第 3 号の「実習受講者名簿」を作成し、毎月 10 日及び 25 日 (閉庁日の場合は、翌開庁日) に管轄する運輸支局長等に提出すること。このとき局長通達 2. (9) (イ) i から iii に該当する支局長認定講習機関については、自動車整備振興会を經由して提出すること。ただし、実習実施日当日に試問が実施される場合であつて、当該受講者が実習を受講したことを運輸支局長等が確認できる場合にあつては、受講者が持参する受講票の実習受講欄への運輸支局長等の押印をもって実習受講証の交付に代えることができる。

(ア) 管理番号

(イ) 実習受講者の氏名及び生年月日

(ウ) 実習の名称

(エ) 修了年月日及び実施機関名

(オ) 受講資格となる自動車整備士資格の種類及び合格番号 (道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令附則第 5 条 (令和 2 年省令第 6 号) の規定により整備主任者とみなされる者については、現に整備主任者に選任されている事業場の認証番号を記載すること。)

- (6) 運輸支局長等は、実習の適切な実施を期するため、支局長認定講習機関及び自動車整備振興会に対して適宜指導を行うこと。
- (7) 運輸支局長等は、支局長認定講習機関及び自動車整備振興会が、局長通達の発出以前に実施した実習について、局長通達に定める実施要領と同等以上の内容であることが認められる場合であつて、かつ、(5) に規定する「実習受講証」の交付を受けている者は、実習を受講した者とみなすことができる。

## 5. 講習機会の確保

運輸支局長等、支局長認定講習機関及び自動車整備振興会は、講習の開催時期及び場所に関し、また、受講資格を有する者の所属を問わず、多くの受講希望者が受講の機会を確保できるように努めること。

## 6. 開催の周知及び広報

講習の開催に当たっては、事前に自動車整備事業者等に十分周知させるための広報を行うこと。

## 7. 講習開催費等

会場借料等の講習開催費については、実費相当を受講者から徴収できるものとする。ただし、受講者から求めがある場合は当該費用について適切に説明するとともに、受講者に過度の負担とならないよう配慮すること。

## 8. 講習修了者

### (1) 修了証の交付

運輸支局長等は、講習を修了した者に対し、講習を修了したことを証する書面（別紙様式第1号）（以下「修了証」という。）を交付すること。

### (2) 講習修了者名簿の作成

運輸支局長等は、「講習修了者名簿」（別紙様式第4号）を作成し管轄する運輸局又は沖縄総合事務局運輸部に提出すること。

### (3) 修了の証明願

修了証の再交付は行わないものとする。ただし、講習修了者の願出により証明することができる。この場合において、証明は、別紙様式第5号によるものとする。

## 9. 整備主任者研修及び自動車検査員研修における取扱い

令和2年度以降の整備主任者法令研修又は自動車検査員研修において、局長通達に基づき運輸支局長等が行う講習の学科の内容が含まれている場合にあっては、当該研修を学科と兼ねることができるものとし、受講者の持参する受講票の学科受講欄に押印すること。

また、整備主任者技術研修についても、同通達に基づく実習の内容が含まれている場合にあっては、当該研修を実習と兼ねることができるものとし、受講者に対し、実習受講証を交付するものとする。

## 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票(修了証)

証明写真欄	【証明写真について】	(ふりがな)	( )
[[	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最近1年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの</li> <li>○ 印刷写真の場合は、大きさは縦4cm×横3cmとし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること</li> <li>○ デジタル写真の場合は、解像度は600×450 pixel以上とする</li> </ul>	氏名	
		生年月日 (和暦)	年 月 日
		整備士の 種類と番号	

————— 以降は、記載しないこと —————

受講番号	第	号
学科実施日	試問実施日	再試問実施日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 回	第 回	第 回

再試問あり 再試問なし

学科受講欄	実習受講欄

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に規定する講習(電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習)を修了したことを証します。

○○運輸支局長(運輸監理部長)(沖縄総合事務局陸運事務所長)

修了欄

## 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 実習受講証

管理番号	
氏名	
生年月日(和暦)	
実習の名称	
修了年月日(和暦)	
自動車整備士資格 種類及び合格番号	
現に整備主任者に選任されて いる事業場の認証番号	

上記の者は、道路運送車両法施行規則第 57 条第 7 号及び第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に規定される講習(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習)の実習を受講したことを証明します

年 月 日

実施機関名

〇〇自動車整備振興会会長 ⑩

or 支局長認定講習機関 ××長 ⑩







## 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 修了証明願

〇〇運輸支局長(←運輸監理部長・沖縄総合事務局陸運事務所長) 殿

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号の規定に基づく講習を修了した旨の証明をお願いします。

提出年月日(和暦) 年 月 日

願出人氏名	Ⓜ	電話番号	—	—
住所	〒			

修了者氏名				
生年月日 (和暦)	年	月	日	生
修了番号	第		号	
修了年月日 (和暦)	年	月	日	
自動車整備士資格 種類及び合格番号				
現に整備主任者に 選任されている 事業場の認証番号				

————— 以降は、記載しないこと —————

第 号

上記の通り相違ないことを証明します

年 月 日

〇〇運輸支局長(←運輸監理部長・沖縄総合事務局陸運事務所長)Ⓜ